

令和6年4月1日
校長 相賀 直

令和6年度 東京都立府中けやきの森学園 学校経営計画
－ 肢体不自由教育部門 [A部門] －

本校に通う児童・生徒たちが、生涯にわたり豊かな人生を送ることは、私たちの強い願いです。本校での教育をとおして、卒業後の人生を生きていくうえで、その土台となる様々な資質・能力を在学中に身に付けてほしいと願っています。これまで、本校では、児童・生徒のQOL (quality of life : 「生活の質」) の向上に着目し、「自分らしく成長していくための学び」に向けた授業改善を図ってきました。この取組は今年度も引き継いでいきます。

今後、流動化し、先の読みにくい社会を生き抜いていくためには、自ら課題を発見・設定し、解決したり、周りと折り合いを付けていったりする力を付けていくことが必要となります。そのためには、根拠をもって自分で選択し、決定する経験を多く積むことが大切となります。それが、将来、自他ともに幸せにより良く生きることに繋がると考えています。

そこで、今年度はこれまでのQOL研究の成果を引き継ぎ、将来社会の中で生きていく児童・生徒の姿をイメージしながら、「ウェルビーイング」をキーワードに、校内研究を進め教育課程の改善を図り、授業改善につなげていきます。本校の教育の基盤である教育課程について、より良い教育内容の設定や組み合わせを、限られた授業時数の中でどう組み立てていくか、年間指導計画や単元計画にどう取り入れていくかといったカリキュラム・マネジメントを一つの大きな柱として進めていきます。

併せて児童・生徒が健康で安心・安全に学校生活をおくることができる環境を整えることをこれまで同様に、もう一つの柱として引き続き取り組んでいきます。

1 目指す学校

- 児童・生徒のウェルビーイングを目指し、QOL (quality of life : 「生活の質」) を向上させ、児童・生徒が生涯にわたって豊かな人生を送るための土台となる教育を展開する学校
- 児童・生徒が健康で安心・安全に生活することができる学校

(1) 学校の教育目標

児童・生徒を一人格として尊重しながら、障害の特性等に応じた専門的な教育を充実させ、豊かな人間性や社会性を育み、自立し社会参加できる児童・生徒を育成する。そのために、次に掲げる目標の達成に努める。

- ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養う。
- ② 自ら学び、自ら考え、主体的に行動しようとする意欲や態度を養う。
- ③ 学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立するために必要な知識、技能及び態度を養う。
- ④ 豊かな情操と道徳心を培い、多様な人々が共に生きる社会の一員としての資質を養う。
- ⑤ 個性の確立に努めるとともに、進んで自立・社会参加する意欲や態度を養う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

【小学部】

- ① 児童の健康状態について、養護教諭や看護師と情報を共有し、連携して指導にあたることで、生活リズム

ムを整え、児童の健康の維持・改善を図る。

- ② 保護者や特別支援学校外部専門員（理学療法士、作業療法士など）、関係諸機関との連携・協力を進め、児童の基本的な生活習慣を育み、QOLの向上のための指導の充実を図る。
- ③ 児童の障害の状態や発達段階を的確に把握し、生活年齢を意識した体験を通して、好きなことや得意なことを見出すように学習活動を工夫する。
- ④ 考える力を育むため、一貫性・系統性のある指導により言語概念等の形成を的確に図り、思考力、判断力、表現力等の育成に努める。
- ⑤ 児童の身体の動きや認知の特性、各教科の習得状況に応じ、意欲を引き出す学びの実践に努める。
- ⑥ 多様な専門職種と連携・協働し、児童の全人的発達を促し、それぞれの能力を最大限伸ばすよう教材教具の工夫を図る。
- ⑦ 日常生活や学習活動において生じるつまづきや困難を軽減したり、解消したりするために、自立活動の指導内容の充実を図る。
- ⑧ 児童一人一人の主体的な学習意欲を引き出し、学力を向上させるため、適切な補助具や補助的手段、一人1台のタブレット端末等 ICT 機器を有効に活用し、学習効果を高める工夫を図る。
- ⑨ 自分を大切にする、他者を思いやる、役割を果たすなどの基礎を学習する人権教育を組織的・計画的に進める。
- ⑩ 豊かな心を育み、お互いを理解したり支え合ったりする力を高めるため、全校行事や副籍制度、交流及び共同学習の充実を図る。
- ⑪ 学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫ 一人一人の力を最大限に伸ばすために、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を保護者と連携して作成し活用する。
- ⑬ 自己の生き方を考えられるよう、自ら考えて決める経験を積み、自己肯定感を育み、自立に向けて必要となる資質・能力の基盤を身に付ける一貫したキャリア教育を推進する。

【中学部】

- ① 生徒の健康の保持・増進に努めるとともに、発達段階に応じた生活習慣を育むため、養護教諭や看護師と連携した指導の充実を図る。
- ② 心身ともに大きく成長を遂げる思春期において、自分の心や身体を見つめ、自己を知り意欲的に生活していく力を付け、QOLの向上に努める。
- ③ 様々な体験や経験を通じて好きなことや得意なことを増やし、生活の中で活かせるよう、学習活動の工夫に努める。
- ④ 個々の実態に応じた支援機器・教材教具の開発及び適切な活用を進め、生徒一人一人の学習意欲を引き出すとともに、個々の興味・関心を大切に学習の充実を努める。
- ⑤ 体験的な学習活動を通じ、生徒一人一人が主体的に判断し、行動できる力を育む。
- ⑥ 多様な専門職種の特別支援学校外部専門員（理学療法士、作業療法士など）と連携・協働し、生徒の障害の状態や発達段階の的確な把握に努め指導方法の工夫を行う。
- ⑦ 自立活動の時間における指導と各教科等における指導との密接な関連を保ち、指導形態及び教材教具の工夫を図る。
- ⑧ 学習上又は生活上の困難さを補うため、一人1台のタブレット端末等 ICT 機器や補助具等を有効に活

用し、指導の充実に努める。

- ⑨ 一人一人の生徒が一人の人間として大切にされ、また、他者を思いやることができる人権教育を組織的・計画的に進め、自分の大切さとともに他者の大切さを認める人権感覚を醸成する。
- ⑩ 学校間交流や副籍制度を利用した交流及び共同学習の更なる充実と連携を図り、地域とのつながりを大切にした学習活動を工夫し、共に活動する力、人と関わる力を伸ばしていく。
- ⑪ 学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫ 生徒一人一人の障害の状態や発達段階等の的確な把握を基に、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を保護者と連携して作成し、個に応じた指導の充実に努める。
- ⑬ 地域や社会とのつながりを知ることを通じて卒業後の生活について意識させ、自らの進路希望について具体的に考える機会を設定するなど、キャリア教育を推進する。

【高等部】

- ① 養護教諭や看護師との連携を強化し、発達段階に応じた健康管理や衛生管理、社会生活に必要な生活習慣の確立を図る。
- ② 社会生活において心身共に安定して過ごせるようにするため、学校行事や進路学習等をとおして、環境の変化に対応できる力を育む。
- ③ 自分の考えを表現する力を伸ばし新たな創造性を育み、自らQOLの向上の視点を生活の中に取り入れるよう指導していく。
- ④ 生徒の学習意欲を高め主体的な学習を引き出すため、生徒一人一人の理解や学習の進度に応じた支援機器・教材教具の充実を図る。
- ⑤ 生徒一人一人の進路希望に即した指導を行うため、特別支援学校外部専門員（理学療法士、作業療法士等）と連携・協働を図り、専門的かつ一貫した指導を行う。
- ⑥ 生徒一人一人の実態の的確な把握に基づいて課題を明確にし、自立活動の時間における指導と各教科での指導に密接な関連をもちながら指導内容を設定する。
- ⑦ 一人1台タブレット端末等 ICT 機器を有効に活用し、生徒一人一人のもつ力を最大限に伸ばせるような指導の充実に努める。
- ⑧ 多様な人々が共に生きる社会の一員としての資質を養うため、人権教育を組織的・計画的に進め、豊かな人権感覚の醸成を図る。
- ⑨ 他者への共感や思いやりの心を育て、誰もが支え合う共生社会の実現を図るため、学校間交流や地域と連携した学習活動を積極的に推進していく。
- ⑩ 生徒が自らできることを増やし定着を図るとともに、生徒の自己理解を深め、必要に応じて適切に周囲に支援を求める力を育成する。
- ⑪ 学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を保護者と連携して作成し、個に応じた指導の充実に努めるとともに、卒業後の生活への移行をスムーズにするための支援を適切に行う。
- ⑬ 社会資源を自ら主体的に活用できる力の育成を目指し、地域や社会の人的・物的資源の積極的な活用を進め、社会とのつながりを深めていくキャリア教育の充実に努める。

2 中期的目標とその達成に向けた方策

本校がこれまでに培った特別支援教育における専門性等に基づき、令和6年度末時点で次の目標を達成することができるよう学校経営を行います。

(1) 令和6年度末の到達目標：「中期経営目標（両教育部門共通）」

【学校評価アンケートにおける評価結果】

- ・学校の教育目標の達成 → 肯定的評価：75%以上
- ・ウェルビーイングを目指した
QOL（生活の質）の高まり → 肯定的評価：75%以上
- ・安全で安心な学校の実現 → 肯定的評価：75%以上

(2) 「中期経営目標（両教育部門共通）」を達成するための方策

- ・経営目標の明確化と共有
- ・経営目標の達成に向けた研究活動の充実
- ・教育効果を高める環境整備の徹底
- ・健康と安全に係る教育（支援）の充実

3 今年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策

(1) 経営目標の明確化と共有

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① ウェルビーイングを目指したQOL（生活の質）の向上に関する教育の充実

- ☞ 学校経営計画に学校の教育目標を達成するための基本方針を記載し、関係者間で共通理解を図ります。
- ☞ 東京型教育モデルに基づく「児童・生徒が自分らしく成長していくための学び」を充実させます。

東京型
教育
モデル

- 何のために学ぶのか、学んだことがどう役立つのかが分かるように学習します。
- 一人一人に合った進め方で学習します。
 - ・意欲を引き出す「学び」
 - ・社会全体に支えられた「学び」
 - ・ICTを活用した「学び」

② 各学習のねらい、評価規準（3観点評価）を明確にした保護者への説明と課題の共有

- ☞ 年間指導計画に単元を一つのまとまりとした3観点評価規準を設定し指導に当たります。

③ 学校経営方針の周知徹底

- ☞ 広報活動（学校だより、ホームページ等）を充実させ、学校経営方針の周知を図ります。

(2) 経営目標の達成に向けた研究活動の充実

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① ウェルビーイングを目指したQOLの向上を図るためのカリキュラム・マネジメント研究の実施

- ☞ ウェルビーイングを目指したカリキュラム・マネジメントを進め教育課程の改善を図ります。

② 教育目標を達成するための授業改善の実施

- ☞ 質の高い授業提供に向け創意工夫を加えた研究授業、教材制作に取り組み、相互研さんします。

(3) 教育効果を高める環境整備の徹底

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① 「4S（整理、整頓、清潔、清掃）」の徹底

☞ 定期的な安全点検に基づく「4S（整理、整頓、清潔、清掃）」活動を推進します。

② 東京都教育ビジョン（第4次）等に基づくデジタル技術を活用した教育の推進

☞ ICT活用の急速な進展に対応した取組を障害の実態に応じて推進し、児童・生徒が高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。

③ 児童・生徒のロールモデルとなる教職員集団づくり

☞ 本校の教職員行動指針（最終頁資料参照）に基づき、児童・生徒に対する人的環境整備に努めます。

(4) 健康と安全に係る教育（支援）の充実

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① 健康教育の充実

☞ 障害の実態に応じて、「自らの健康課題を自らが把握し解決する力」を育てるために、具体的な健康課題（感染症予防、性教育、がん教育等）に関する取組を実施します。その際、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携します。

☞ 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づく子どもの自殺対策に資するために「SOSの出し方に関する教育」を実施します。その際、保健所等の関係機関と連携します。

☞ 豊かで活力ある生活をデザインすることができる力を育成するために、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」：総合的な子供の基礎体力向上方策を参考にした体力向上に関する取組を実施します。

② 安全教育・安全管理の充実

☞ 「危険を予測し回避する能力」を向上させるために、生活安全、交通安全、災害安全に関する取組を実施します。その際、警察署や消防署等の関係機関及び各家庭と連携します。

☞ 「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を向上させるために、生活安全、交通安全、災害安全に関する取組を実施します。その際、警察署や消防署等の関係機関及び各家庭と連携します。

☞ 学校保健安全法に基づき、児童・生徒の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検を実施し、問題がある場合には速やかに対処します。その際、東京都教育委員会と連携します。

(5) 本校の喫緊の課題解決

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① 「学校における働き方改革推進プラン」に基づく教職員のライフ・ワーク・バランスの推進

☞ 安全衛生委員会を活用し、労働安全衛生法の遵守に努めます。

☞ 産業医と連携し、東京都教育委員会の示すガイドラインを遵守するための環境整備を図ります。

② 感染症の発生や感染拡大のリスクを低減させるための対策

☞ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携し、校内外の感染症対策の徹底を図ります。

☞ 保健所等の関係機関との協働による組織活動体制を活用し、機動性のある対応を徹底します。

③ 服務事故の根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組

☞ 服務事故防止に向けた年3回の悉皆研修の徹底、定期的な事例を基にした注意喚起を図ります。

☞ 体罰、いじめ等防止のため、相談窓口の設置及びアンケートの実施による早期発見に努めます。

【資料】

令和6年度 東京都立府中けやきの森学園 教職員行動指針

—すべての児童・生徒のウェルビーイングを目指して—

1 児童・生徒を一人格として尊重します。

- (1) 「児童・生徒の人権」を学校教育の課題としてではなく、その基盤として考えます。
- (2) 法令に反する行為や人権を侵害する行為の早期発見と問題解決に取り組みます。

2 専門性の高い教育を追及します。

- (1) 4S（整理、整頓、清潔、清掃）を徹底し、安全で衛生的な教育環境を整えます。
- (2) 外部専門家等との連携を図るとともに、絶えず創意工夫し質の高い授業づくりに努めます。

3 持続可能な社会の担い手である児童・生徒の自立・社会参加の実現に努めます。

- (1) 児童・生徒のロールモデルとなって、自立・社会参加に必要なことを学ぶように導きます。
- (2) 児童・生徒の自立・社会参加に必要な関係機関等との連携構築に努めます。

4 児童・生徒、保護者、地域社会等に信頼されるよう誠実に行動します。

- (1) 東京都教育委員会の定める服務に関するガイドラインに基づいて、自ら率先して行動します。
- (2) 地域社会の諸問題の解決に向け、防災活動、治安、交通安全対策活動等に協力します。